

改正派遣法に基づくマージン率の公開

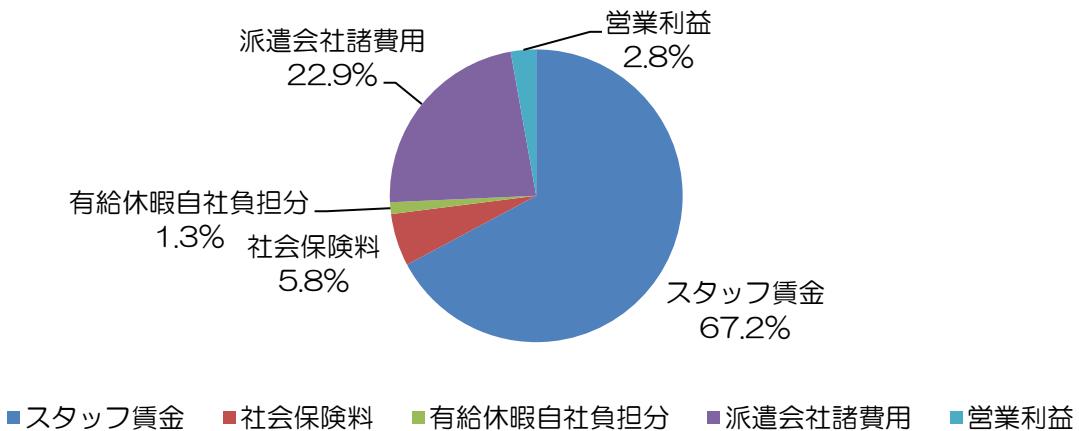
株式会社 エヌエスサービス

株式会社エヌエスサービスは、労働者派遣法第23条第5項に基づき、マージン率の情報を提供します。
マージン率は、以下の計算式により算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

派遣労働者の数	50
派遣先の数	23
派遣料金の平均額	12,768 円／8時間（1日）
賃金の平均額	8,907 円／8 時間（1日）
教育訓練の内容	派遣の概要、安全衛生教育、マナー研修、OA機器研修、事務知識研修、品質管理研修、作業改善研修、リーダー研修
マージン率 (小数点第2位以下を四捨五入)	32.8% ※ マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、スタッフ有給休暇の引き当て分の費用、派遣会社諸費用として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。



一番多くを占めるのがスタッフの賃金で料金総額の約 67.2%です。

次いで、当社営業担当者などの人件費、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする派遣会社諸費用が約 22.9%、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料が約 5.8%、となります。

また、スタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、会社としては、スタッフの雇用元として賃金の支払いが生じる為、約 1.3%が引当分としての費用となります。

これらすべてを差し引いた残り約 2.8%が会社の営業利益となります。